中央区基本条例

1. 条例の定義
   1. この条例は、中央区の基本的な罰則・禁止事項を集約したものである。
   2. この条例の方針に従い、中央区は政権運営を行うものとする。
2. 土地
   1. 道路により区切りがなされているかつ占有者の看板が立てられていない空きの土地は公共の土地とする。
      * 1. 公共の土地は先手必勝方式とし、先に占有を示す看板を立てた者が占有権を獲得するものとする。
           1. 土地の占有看板の書式は以下のとおりとする。

(MineCraftID)

(占有開始日)

(使用用途)

空き

* + - * 1. 占有開始日から以下に示す期間が経過して、使用用途にそった使用法による進捗が見られない場合は、占有権を放棄したとみなし、公共の土地とみなす。

個人：1か月

民間団体：2か月

区内企業：3か月

県内企業：4か月

都内企業：半年

中央区・西区・茸島区およびそれに付帯する事業局：半年

雪野原県及びそれに付帯する事業局：一年

電鯖管理局：3年

* 1. 公共の土地でない土地を無断で

1. 団体活動の制約
   1. 以下に挙げる団体は区内での組成・活動を禁止する。
      1. 労働組合
      2. 反体制団体
      3. 荒らし団体